

## 滑川市子ども食堂事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、滑川市補助金等交付規則（昭和38年滑川市規則第10号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、滑川市子ども食堂事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付)

第2条 市長は、子どもたちが生まれ育った環境に左右されず、健やかに育つことを推進するため、食事その他の生活環境が十分でない子どもを地域で支えようと取り組む子ども食堂事業（以下「事業」という。）を実施する団体に対し、事業の立ち上げ及び初期の運営に要する経費の一部について、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(補助対象団体)

第3条 補助金の対象となる事業の実施主体（次項において「補助対象団体」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 自治会、町内会等の地域住民団体
- (2) ボランティア活動又はNPO活動を行う組織又は団体
- (3) その他市長が適当と認める団体

2 補助対象団体は、次に掲げる要件を全て備えていなければならない。

- (1) 代表者が明らかになっていること。
- (2) 団体固有の預金通帳を有することその他団体の財産管理が明確になっていること。
- (3) 次条に規定する補助対象事業について、補助金の交付申請を行う年度内に開始予定であること又は既に開始していること。
- (4) 事業を1年以上継続して実施する見込みがあること。

(補助対象事業)

第4条 補助金の対象となる事業は、次に掲げる活動を実施し、計画的に運営する取組とする。

- (1) 子ども（高校生以下の者をいう。以下同じ。）を対象に、無料又は材料費の実費程度の定額により、栄養バランスのとれた食事の提供を行うこと。
- (2) 前号の食事の提供に併せて、子ども同士の交流活動、子どもによる体験活動、

子どもの学習支援等の子どもの居場所づくり活動を行うこと。

2 補助金の交付は、前項の事業を行う箇所につき1回限りとする。

(運営上の留意事項)

第5条 前条第1項の取組の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 1回の活動ごとに責任者を1人配置し、食中毒予防、防災等に配慮すること。
- (2) 1回の活動につき、5世帯以上の子ども（実施主体である団体等の構成員の3親等以内の親族を除く。）が利用するよう努めること。
- (3) 子どもが幅広く参加できるように広報等を行い、実施主体である団体等の関係者等特定の子どものみしか参加できない運営を行わないこと。
- (4) 管轄する厚生センターの指導に基づき、食品衛生法に基づく営業の届出を行う等、所要の衛生管理を行うこと。
- (5) 設備、周囲の環境、運営時間等に配慮するとともに、参加者及び事業従事者の傷害保険に加入する等安全確保に努めること。
- (6) 営利活動及び宗教活動を行わないこと。

(補助金の交付額)

第6条 補助金の交付額は、別表に定める補助対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額と、同表に定める補助基準額とを比較して少ない方の額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、滑川市子ども食堂事業費補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合には、規則第4条から第6条の規定に基づき、補助金の交付を決定し、その通知を行うものとする。

(状況報告)

第9条 前条の規定により補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象期間終了後5年間、別に指定する期日までに、事業の活動状況を滑川市子ども食堂事業状況報告書（様式第2号）により報告しなければならない。

2 前項の規定による報告が完了する前に事業を廃止した場合、市長は、補助金の全部又は一部の返還を命ずることがある。ただし、市長がやむを得ない事情があると認める場合は、この限りでない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、当該補助事業が完了したとき(事業の廃止の承認を受けたときを含む。)は、別に指定する期日までに、滑川市子ども食堂事業費補助金実績報告書(様式第3号)に関係書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による報告があった場合には、規則第13条の規定に基づき、これを審査し、適当と認めたときは交付すべき補助金の額を確定し通知するものとする。

(補助金の交付)

第12条 市長は、前条の規定による補助金の額の確定後、補助事業者の請求に基づき補助金の交付を行うものとする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、補助金の全部又は一部の概算払をすることができる。

(補助金の返還)

第13条 市長は、前条第2項の規定により補助金の概算払をしている場合において、第11条の規定による確定額を超える補助金が交付されているときは、当該補助事業者に対し、規則第16条第2項の規定に基づき、その返還を求めるものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に第8条の規定により交付決定を受けた者の補助金については、なおその効力を有する。

別表（第6条関係）

補助対象経費	補助基準額
<p>事業の立ち上げ及び初期の運営に必要な次に掲げる経費（事業主体が消費税課税事業者である場合は、経費のうち消費税仕入控除税額を除く。）</p> <p>(1) 調理器具購入費（炊飯器、電子レンジ、冷蔵庫、鍋等）</p> <p>(2) 家具購入費（テーブル、イス等）</p> <p>(3) 食器購入費（皿、コップ、箸、スプーン等）</p> <p>(4) 食品衛生責任者講習会の受講費用</p> <p>(5) 広告宣伝費（チラシ作成費等）</p> <p>(6) 保険料</p> <p>(7) 会場借上料</p> <p>(8) その他、事業の立ち上げ及び運営に係る経費として、市長が必要と認めたもの。ただし、賃金、謝金、旅費、食材費等を除く。</p>	<p>1箇所当たり</p> <p>200千円</p>